中部地区鳥獣被害対策情報第20号 令和6年12月発行

集落にある、害獣が好むものを減らしましょう!

(再生した農作物や落下した果実等が害獣を呼びます!



代表的な事例と対処法 ~これら以外にも数多く見られます~

1)水稲収穫後の「ひこばえ」→<mark>籾をつけない内にすき込みましょう!</mark>
※平年より暖かかった本年は多く見られます。



水稲を収穫した 後は速やかに



2) 農地周辺等の柿、栗から落下した果実

→落下し害獣が来る前に収穫するか、できない場合は伐採しましょう!

※伐採する場合は、事前に集落内の了解を取ってください。





3)農地周辺の雑草や、果実をつける低木

→定期的に草刈または伐採し、害獣が好まない状態を維持しましょう!



低木の例:イヌビ



低木の例:イヌビワ(イチジクの仲間)

• 害獣に好まれない集落環境を整備し、被害減少につなげましょう!

お問合せ先:大分県中部振興局

・農業被害の調査、対策活動の支援は→生産流通部各班

(代表) 097-506-5796

・防護柵関連、狩猟、林業被害対策は→農山漁村振興部森林管理班(直通)097-506-5749